

処 分 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の8第3項
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 同第10条の8第1項～第3項（猟銃又は空気銃の保管の委託）
処 分 基 準： 猟銃等保管業者が、法第10条の8第2項により準用される法第9条の7第3項の 規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有 無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難さ れるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：